

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年6月28日（平成29年（行個）諮問第104号）

答申日：平成30年3月19日（平成29年度（行個）答申第214号）

事件名：本人の労災事故に係る安全衛生指導復命書等の一部開示決定に関する
件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年特定月日Aに私が被災した労働災害に関して、特定労働基準監督署が実施した調査・指導にかかる復命書、労働者死傷病報告書、その他本件に関する一切の資料」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月4日付け長崎労個開第22号により長崎労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求の趣旨

処分庁が平成29年1月4日付けで、審査請求人に対してした保有個人情報の部分開示決定中別紙に記載の文書のうち開示すべき部分を不開示とした決定を取消すとの裁決を求める。

（2）審査請求の理由

ア 処分庁が不開示とした理由

（ア）安全衛生指導復命書

処分庁は、安全衛生指導復命書について、「当該個人情報には、開示することにより、労働基準監督機関が行った手法、法令違反等に対する措置等が明らかになる情報が記載されており、労働基準監督機関が行う検査、犯罪捜査から逃れることを容易にし、又は助長する等監督指導事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの

であって、法14条7号イに該当する」として、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。

(イ) 安全衛生指導書等

当該保有個人情報には、「開示することにより法違反等に対する措置が明らかになる情報が記載されており、労働基準監督機関が行う検査、犯罪捜査から逃れることを容易にし、又は助長する等監督指導事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものであって、法14条7号イに該当する」として、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。

(ウ) 安全衛生指導書に対する改善報告書

法違反等に対する措置が明らかになる情報が記載されており、労働基準監督機関が行う検査、犯罪捜査から逃れることを容易にし、又は助長する等監督指導事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものであって、法14条7号イに該当するとして、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。

(エ) その他

なお、不開示理由のうち、上記以外の理由による不開示の部分は、本審査請求では特に争わない。

イ 審査請求の理由

まず、本件で行われた安全衛生指導は、法14条7号イ所定の「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務」のいずれにも当たらない。

次に処分庁は、安全衛生復命書の不開示部分を開示することで、労働基準監督機関が行った手法、法令違反等に対する措置等が明らかになるという。しかし、本件開示請求は一般の行政文書開示請求ではなく、個人情報開示請求だから、被災個人が被災事故についての情報を得られるに過ぎず、一般的な措置基準を明らかにできるほど多数の網羅的な措置状況を知ることができるものではそもそもない。

そして、安衛法違反による労災事故事案であれば、指導、勧告、命令から刑事罰に至るまで、その違反の内容・程度に応じて事業主等は法令に基づく制裁を受けるのは当然のことであり、仮に行政権限の発動状況が明らかになったとしても、だからといって不適当な行為を助長したり、法令違反行為の免責を生じさせるなどという支障が生じることはありえない。

さらに本件文書中、署長判決および意見などを含む「措置」の部分は、行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されたものではなく、行政の判断の結果が記載されたものであり、この部分については、行政機関としては、国民のための行政として適正な行政権限行

使が行われたかについて、国民，特に被災者本人に対しては十分な説明責任を果たし，批判にさらされるべき事項というべきであるから，これを開示することこそ事業の適正な遂行に資するというべきである。

以上より，処分庁は，法14条7号イ該当性が認められない部分については，開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は，審査請求人である開示請求者（以下，第3において「請求人」という。）が，平成28年12月14日付けで行った「平成27年特定月日Aに請求人が被災した労働災害に関して，特定労働基準監督署が実施した調査・指導等にかかる復命書及び労働者死傷病報告書，その他本件に関する一切の資料」に係る開示請求に対し，処分庁が平成29年1月14日付け長崎労個開第22号により行った部分開示決定（原処分）を不服として，平成29年3月29日付け（同月31日受付）をもって提起されたものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求については，原処分において，法14条2号，3号イ並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とした情報のうち，下記(3)エに掲げる情報については，新たに開示することとするが，その余については不開示を維持することが妥当と考える。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は，請求人が被災した，平成27年特定月日Aに発生した労働災害（以下「本件災害」という。）に関し，特定労働基準監督署が実施した調査・指導等にかかる復命書及び労働者死傷病報告書，その他本件に関する一切の資料であり，別表に掲げる文書1ないし文書7である。

イ 安全衛生指導復命書及び労働者死傷病報告について

(ア) 安全衛生指導復命書

安全衛生指導復命書とは，事業場に対して安全衛生に関する指導・調査を行った担当官がその所属する労働基準監督署長に指導・調査結果を復命するため，事業場ごとに作成される文書である。

死亡災害又は重大災害等の重篤な労働災害が発生した場合に作成される災害調査復命書とは，その対象となる災害の程度が異なること，災害発生の有無に関わりなく作成される場合があることなどにより区別される。

(イ) 安全衛生指導復命書の構成

安全衛生指導復命書は、本件及び添付資料（写真等）から構成されている。

本体部分には、主に事業場に対して安全衛生に関する指導・調査を行った結果が記載されており、添付資料としては、事業場に対する指導内容及び改善措置の状況等の報告内容が添付されている。

(ウ) 労働者死傷病報告について

労働者死傷病報告は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下、第3において「安衛法」という。）100条1項の規定及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）97条1項の規定に基づき、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき、事業者がその事実について、所定の様式による報告書に記入し、それを所轄労働基準監督署長あてに提出するものであり、労働基準監督署長は、これにより労働災害の発生状況を把握し、必要に応じて、労働災害が発生した事業場に対して再発防止のための監督指導等を行っている。また、このように労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告の情報は、その中で労働災害に係るもの全てを計上し、厚生労働省において把握した全ての労働災害として、年ごとにその統計データを公表し、かつその統計データを元に厚生労働省は労働災害防止に係る種々な施策や、法令改正等各種の施策を検討し、また、その施策の効果を判断するものであり、当該情報は厚生労働省における労働安全衛生行政の根幹をなすものである。

ウ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号該当性について

文書1の⑪、文書2の③、文書3の③、④、⑥ないし、ないし及び、文書4の⑪及び⑮、文書5の③、文書6の④、⑥、⑧及び⑩並びに文書7の①の不開示部分には、請求人以外の本件災害に係る関係者氏名等の個人に関する情報が記載されており、これらは請求人以外の特定の個人を識別することができる情報、又は請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イ該当性について

文書1の⑧及び⑪、文書2の①及び③、文書3の①ないし⑰及び⑲ないし、文書4の⑧及び⑪、文書5の①及び③、文書6の①ないし⑩並びに文書7の①及び②の不開示部分には、本件災害に関する

る法人の情報や事業場内部の情報が記載されており、これらが公開されると、当該事業場において重篤な労働災害を発生させたことあるいは安全確保への取組みの不十分さやそのような事業運営状況を行っていることを推認させること、及び労働関係法令の違反があることを推認させること等により、本件災害に関係する法人に対する信用を低下させ、取引関係や人材の確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条7号柱書き該当性について

文書1の③ないし⑥，⑧，⑨，⑫，⑬及び⑮，文書2の①，文書3の①ないし③，文書4の③ないし⑥，⑧，⑨，⑫，⑬及び⑮，文書5の①，文書6の①ないし⑩並びに文書7の①及び②の不開示部分には、安全衛生指導の際に明らかとなった調査事項や、調査過程で事業者の理解と協力により自発的に提出された情報が含まれている。

行政機関の調査に対して、事業者の自発的な協力を得られる理由は、労働基準行政機関、あるいは、調査担当官が、これら職務上知り得た秘密を当該調査の目的のみに使い、第三者に漏らさないという労働基準監督行政機関全体に対しての信頼感又は調査担当官との個別の信頼関係が前提として存在するからである。

これらの情報は、公にすることにより、このような信頼感や信頼関係が失われ、事業者等が関係資料の提供に協力的でなくなるなど、労働基準行政機関が実施する調査等の円滑な実施に支障を及ぼす可能性が高くなることが予想される。

このため、これらの情報を公にすることで、安全衛生指導の適切な実施に必要である正確かつ具体的な情報を十分に得ることができなくなることで、労働災害の防止という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 法14条7号イ該当性について

文書1の③ないし⑨，⑫，⑬及び⑮，文書2の①，文書3の①ないし③，文書4の③ないし⑨，⑫，⑬及び⑮，文書5の①，文書6の①ないし⑩並びに文書7の①及び②の不開示部分は、安全衛生指導の際に明らかとなった調査事項や、調査過程で事業者が提出した情報が記載されている。

これらを公にすることにより、安全衛生指導における調査担当官の着眼点等が明らかとなるため、労働基準行政機関の法令違反等に

伴う措置基準が明らかとなる。これにより、事業者の法令の不遵守、又は労働安全衛生管理に係る不適当な行為を助長するおそれがあることから、関係法令の履行確保を図るという行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明白である。

このため、これらの部分を公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ並びに事業者の法令の不遵守又は労働安全衛生管理に係る不適当な行為を助長するおそれが生ずることから、関係法令の履行確保を図るという行政事務について、上記（ウ）と同様にその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条7号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした文書1の①、②、⑩及び⑭、文書2の②、文書4の①、②、⑩及び⑭並びに文書5の②については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

（4）請求人の主張に対する反論について

請求人は、審査請求書の中で種々主張するが、上記（3）ウで述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を適切に判断しているものであることから、請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

（5）結論

以上のとおり、本件審査請求に係る対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち、上記（3）エに掲げる情報については新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

2 補充理由説明書

法43条1項の規定に基づき、平成29年6月27日付け厚生労働省発基安0627第1号により諮問した平成29年（行個）諮問第104号に係る諮問庁理由説明書について、下記のとおり補充して説明する。

（1）理由説明書の「（2）諮問庁としての考え方」において、「本件審査請求については、原処分において、法14条2号、3号イ、7号柱書及び同号イに該当するとして不開示とした」と記載しているが、原処分における開示決定通知書には、同号柱書きに該当する旨は記載されていない。しかしながら、諮問庁としては、理由説明書の（3）ウ（ウ）で説明した部分については、同号柱書きにも該当すると判断し、不開示情報該当条項を追加して説明したものである。

（2）文書1の⑨及び4の⑨については、理由説明書において、法14条7

号柱書き及びイに該当する旨説明しているが、当該部分には、本件災害に関する法人の情報や事業場内部の情報が記載されており、これらが公開されると、当該事業場において重篤な労働災害を発生させたことあるいは安全確保への取組みの不十分さやそのような事業運営状況を行っていることを推認させること、及び労働関係法令の違反があることを推認させること等により、本件災害に係る法人に対する信用を低下させ、取引関係や人材の確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イの不開示情報にも該当し、不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月13日 審議
- ④ 同年10月26日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 平成30年2月22日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年3月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成27年特定月日Aに私が被災した労働災害に関して、特定労働基準監督署が実施した調査・指導にかかる復命書、労働者死傷病報告書、その他本件に関する一切の資料」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書7に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、審査請求書において、原処分において不開示とされた部分のうち、別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報の開示を求めるが、法14条7号イ以外の理由による不開示の部分については特に争わないとしている。

これに対して、諮問庁は、原処分において不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、不開示理由に法14条7号柱書きを追加した上で、不開示を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとする部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）について

ア 通番15について

当該部分は、本件災害における所轄労働基準監督署の対応等であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

また、同様の理由により、当該部分は、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。さらに、労働基準監督機関が行う安全衛生指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番19について

当該部分は空欄であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当せず、また、同号本文後段に規定する審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものにも該当するとは認められない。

また、当該部分は、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。さらに、労働基準監督機関が行う安全衛生指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番25について

当該部分は、審査請求人の署名であり、上記イと同様の理由により、法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番16について

当該部分は、本件災害における所轄警察署の対応等であり、原処分

において開示されている情報と同様又は開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、労働基準監督機関が行う安全衛生指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番18について

当該部分は、特定事業場名であり、原処分において開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、上記エと同様の理由により、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番2、通番9、通番27及び通番34について

当該部分には、指導種別が記載されており、原処分において開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、これを開示しても、労働基準監督機関が行う安全衛生指導の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 通番5及び通番30について

当該部分は空欄であり、これを開示しても、労働基準監督機関が行う安全衛生指導の事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番15の1行目10文字目、通番19の1行目、3行目ないし5行目、8行目、13行目及び14行目、通番22並びに通番23

は、審査請求人以外の特定個人の氏名であり、通番17、通番20、通番21、通番24並びに通番25の左から1列目ないし10列目及び12列目ないし25列目は、審査請求人以外の特定個人の署名又は印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 通番35の7行目12文字目ないし17文字目は、審査請求人以外の特定個人の氏名であり、上記(ア)と同様の理由により、法14条2号に該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

- (ア) 通番6、通番7、通番11、通番12、通番31、通番32、通番36及び通番37には、本件災害に係る調査の対象となった特定事業場X及び特定事業場Yの違反法条項、指導事項、是正期日、改善完了日及び改善内容等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると当該事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 通番13及び通番38は、特定事業場X及び特定事業場Yの印影であり、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これが開示されると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (ウ) 通番14は、本件災害に関連する特定事業場の名称等であり、上記(ア)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番16の1行目12文字目ないし26文字目及び2行目1文字目ないし20文字目は、特定事業場Xの内部管理情報であり、上記(ア)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(オ) 通番18の2行目ないし5行目及び7行目ないし13行目は、本件災害に関連する特定事業場の名称等であり、上記(ア)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号イ該当性について

(ア) 通番40、通番42、通番44及び通番46は、労働基準監督署の求めに応じて、特定事業場Yから提出された文書に記載された、当該事業場の内部管理情報である。これを開示すると、関係事業場の事業者を始めとする各事業者が、労働基準監督署に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働基準監督機関が行う安全衛生指導の事務に関し、事業場及び関係者の調査への協力をちゅうちょさせ、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番39、通番41、通番43及び通番45は、労働基準監督署の求めに応じて、特定事業場Yから提出された文書に記載された、当該事業場の内部管理情報であり、上記(ア)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番1、通番3、通番4、通番8、通番10、通番26、通番28、通番29及び通番33は、労働基準監督署の調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これらを開示すると、労働基準監督機関が行う安全衛生指導の事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番35のうち(原因対策)欄は、労働基準監督署の調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、上記(ウ)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

一部不開示とした文書のうち全部の開示を求める文書

安全衛生指導復命書（事業の名称：特定事業場 X）（1 頁）

安全衛生指導復命書（続紙）（2 頁）

安全衛生指導書（控）（3 頁）

改善報告書（平成 27 年特定月日 B 付）（4 頁）

安全衛生指導復命書（事業の名称：特定事業場 Y）（21 頁）

安全衛生指導復命書（続紙）（22 頁）

安全衛生指導書（控）（23 頁）

事故発生報告書（6 頁及び 7 頁）

工事安全衛生日誌（16 頁）

作業手順書（17 頁）

改善報告書（平成 27 年特定月日 C 付）（24 頁）及び当該報告書の後に
続く全てが黒塗りとなっている 17 頁（25 頁ないし 41 頁）

（注）頁数は、別表の 2 欄に掲げる頁数であり、当審査会において付した。

別表

1 文書番号及び文書名		2 不開示部分			3 不開示情報該当条項（法14条）				4 開示すべき部分
文書番号	文書名	頁	通番	該当箇所	2号	3号イ	7号柱書き	7号イ	
1	安全衛生指導復命書	1	—	①表題左の不開示部分	新たに開示				—
			—	②表題右の不開示部分	新たに開示				—
			1	③完結区分欄			○	○	なし
			2	④指導種別欄			○	○	全て
			3	⑤安全衛生指導重点対象区分欄			○	○	なし
			4	⑥署長判決欄			○	○	なし
			5	⑦安衛配置欄				○	全て
			6	⑧No. 欄，違反法条項・指導事項等欄及び是正期日・改善期日（命令の期日を含む）欄		○	○	○	なし
			7	⑨確認までの間欄		○	○	○	なし
		—	⑩備考2欄右の不開示部分	新たに開示				—	
		—	⑪面接者職氏名欄	○	○			—	
		8	⑫別添欄			○	○	なし	
		2	9	⑬指導種別欄			○	○	全て
			—	⑭整理番号欄	新たに開示				—
			10	⑮参考事項・意見欄			○	○	なし

2	安全衛生 指 導 書 (控)	3	1 1	①項目及び指導 事項欄		○	○	○	なし
			—	②指導事項欄右 の不開示部分	新たに開示				—
			—	③受領者職氏名	○	○			—
3	安全衛生 改善報告 書(添付 資料含 む。)	4	1 2	①指導事項, 改 善完了日及び改 善内容欄		○	○	○	なし
			1 3	②事業場名及び 代表者職氏名欄 右の不開示部分		○	○	○	なし
		6	1 4	③発注機関名欄	○	○	○	○	なし
		7	1 5	④所轄労働基準 監督署の対応・ 回答等欄	○	○	○	○	1行目10 文字目を除 く全て
			1 6	⑤所轄警察署の 対応・回答等		○	○	○	1行目1文 字目ないし 11文字 目, 27文 字目ないし 最終文字及 び2行目2 1文字目な いし5行目
		1 6	1 7	所長, 工事担 当者, 安全担当 者欄	○	○	○	○	なし
			1 8	会社名欄		○	○	○	6行目
			1 9	有資格者の確 認(氏名)欄	○	○	○	○	2行目, 6 行目及び7 行目
			2 0	打合せ出席者 サイン欄	○	○	○	○	なし
		1 7	2 1	元請確認欄	○	○	○	○	なし
			2 2	担当職長名	○	○	○	○	なし
			2 3	作成責任者	○	○	○	○	なし
			2 4	玉掛技能講習	○	○	○	○	なし

				修了者					
			2 5	作業計画の確認	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	左から11列目
4	安全衛生指導復命書	2 1	—	①表題左の不開示部分	新たに開示				—
			—	②表題右の不開示部分	新たに開示				—
			2 6	③完結区分欄			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	なし
			2 7	④指導種別欄			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	全て
			2 8	⑤安全衛生指導重点対象区分欄			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	なし
			2 9	⑥署長判決欄			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	なし
			3 0	⑦安衛配置欄				<input type="radio"/>	全て
			3 1	⑧No. 欄, 違反法条項・指導事項等欄及び是正期日・改善期日(命令の期日を含む)欄		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	なし
			3 2	⑨確認までの間欄		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	なし
		—	⑩備考2欄右の不開示部分	新たに開示				—	
		—	⑪面接者職氏名欄	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			—	
		3 3	⑫別添欄			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	なし	
		2 2	3 4	⑬指導種別欄			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	全て
—	⑭整理番号欄		新たに開示				—		
3 5	⑮参考事項・意見欄		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	なし		
5	安全衛生指導書(控)	2 3	3 6	①項目及び指導事項欄		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	なし
			—	②指導事項欄右の不開示部分	新たに開示				—
			—	③受領者職氏名	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			—
6	安全衛生改善報告	2 4	3 7	①指導事項, 改善完了日及び改		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	なし

書（添付資料含む。）			善内容欄					
		3 8	②事業場名及び代表者職氏名欄右の不開示部分		○	○	○	なし
	2 5	3 9	③不開示部分		○	○	○	なし
	2 6 及び 2 7	4 0	④不開示部分	○	○	○	○	なし
	2 8 ないし 3 0	4 1	⑤不開示部分		○	○	○	なし
	3 1 及び 3 2	4 2	⑥不開示部分	○	○	○	○	なし
	3 3	4 3	⑦不開示部分		○	○	○	なし
	3 4 ないし 3 8	4 4	⑧不開示部分	○	○	○	○	なし
	3 9 及び 4 0	4 5	⑨不開示部分		○	○	○	なし
	4 1	4 6	⑩不開示部分	○	○	○	○	なし
7 労働者死傷病報告	4 2	—	①報告書作成者職氏名欄	○	○	○	○	—
		—	②事業者職氏名欄の不開示部分		○	○	○	—

（注）対象文書には頁番号は付番されていないが、対象文書の1枚目ないし42枚目に1頁ないし42頁と付番したものを「頁」として記載している。